

平成19年4月から国民健康保険高額療養費制度が変わります。

70歳未満の国民健康保険被保険者（老人医療受給者を除く）の入院の際の高額療養費は、今までは、医療機関で、医療費を支払ったうえで、国民健康保険担当窓口で高額療養費の支給申請をして、後日、高額療養費が支払われていましたが、平成19年4月1日からは、限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示することで、医療機関での支払いは自己負担限度額までとなります。

平成19年4月1日以降、70歳未満の被保険者の方（老人医療受給者を除く）が、入院する場合、また、入院している場合は、市役所国民健康保険担当窓口で限度額適用認定申請を行い、限度額適用認定証の交付を受けてください。

ただし、国民健康保険税の滞納がある場合は、限度額適用認定証の交付を受けられませんので、ご注意ください。

なお、次の場合は、今までどおり、医療機関の窓口で医療費を支払ったうえで、高額療養費の支給申請が必要となります。

限度額認定証の交付を受けていない場合。

限度額認定証の交付を受けていても、外来や複数の医療機関を受診され、自己負担額が限度額を超える場合。

1. 限度額認定証交付申請手続に必要なもの 国民健康保険被保険者証 印鑑
2. 限度額認定証交付申請受付開始年月日 平成19年4月1日以降
3. 70歳未満の被保険者の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
上位所得者 (基礎控除後の総所得金額が 600万円を超える世帯)	150,000円 + <医療費 - 500,000円> × 1% (83,400円)
一般	80,100円 + <医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)
低所得者(住民税非課税)	35,400円(24,600円)

()の金額は、過去1年以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の自己負担限度額。

詳しくは、市役所及び各支所の国民健康保険担当窓口にお尋ね下さい。



年金コーナー

国民年金の届けは忘れずに

市役所へ提出

会社に就職したとき

「国民年金被保険者資格喪失届」

会社を辞めたとき及び会社員

である配偶者に扶養されなくな

ったとき(配偶者が会社を辞め

たときや本人の収入が増えたと

き)

「国民年金第一号被保険者資

格取得届」

住所が変わったとき

「国民年金被保険者住所変更届」

氏名が変わったとき

「国民年金被保険者氏名変更届」

配偶者の勤務する事業主へ提出

会社員である配偶者に扶養さ

れるようになったとき

「国民年金第三号被保険者資

格取得届」

第三号被保険者の住所が変わ

ったとき

「国民年金被保険者住所変更

届」

保険料が変わります。

平成19年度の国民年金保険料は、月額14100円です。

保険料の納付は社会保険庁

から送付される納付書により金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・社会保険事務所まで納めることができます。

口座振替をご利用ください
保険料の納付は便利で安全で確実な納付方法として、「口座振替」をお勧めします。
手間と時間が省けます

毎月、金融機関等の窓口に必要な心配がありません。
申し込みは簡単
希望する金融機関で簡単に手続きができ、手数料は一切かかりません。

月々の保険料を口座振替の早割(当月保険料の当月末引き落とし)で納付すると月額50円の割引となります。

問い合わせ

長崎北社会保険事務所

095(861)1211

または、

対馬市役所 市民生活部市民課

各支所住民生活課年金担当まで